

## 令和3年度 乳がん検診の実施について

町では乳がん検診(エコー検診もしくはマンモグラフィ検診)を実施します。

### 【エコー(超音波)検診】

期日	対象
6月12日(土)	30歳代の女性 (昭和57年1月1日～平成3年12月31日生まれ)
6月25日(金)	50歳代の女性 (昭和37年1月1日～昭和46年12月31日生まれ)

### 【マンモグラフィ(レントゲン)検診】

期日	対象
6月12日(土)	40歳代の女性 (昭和47年1月1日～昭和56年12月31日生まれ)
6月25日(金)	
6月28日(月)	60歳以上の女性 (昭和36年12月31日以前の生まれ)
6月29日(火)	

※40歳代・50歳代は、エコー検診とマンモグラフィ検診の交互検診を行なっています。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から延期または中止となることがあります。

【場所】御宿町公民館

【受付時間】※時間予約制です

9:00～9:45	10:00～10:45	11:00～11:30
13:00～13:45	14:00～14:30	

※送迎バスの運行日時・停車場所は通知文をご覧ください。  
なお、検診会場から送りの車は、14:30から順次運行します。

【持ち物】受診票、通知文、検診費用(1,000円)

【注意事項】

・検診を希望される場合は、事前に予約が必要です。

予約受付開始:6月1日(火)9:00～

※予約受付開始日は電話がかかりにくくなることが予想されますので、ご了承ください。

※ご希望の時間に予約ができない場合もあります。調整にご協力ください。

・平日9:00～16:00の間に電話で予約してください。

上記の時間以外及び土日の電話予約受付はできません。

・予約の際には、検診内容、住所、氏名、生年月日、電話番号をお知らせください。

・過去3年以内に受診された方や今年度初めて対象年齢となる方、検診希望のご連絡をいただいた方には、受診票を送付します。受診票が届かない方で受診を希望される場合は、予約電話の際に受診票をお持ちでない旨をお知らせください。

【予約・問合せ】

保健福祉課 保健事業班 TEL 68-6717

# おんじゅく お知らせ版

発行日 令和3年5月10日 NO. 816

編集 御宿町企画財政課 TEL 0470-68-2512

http://www.town.onjuku.chiba.jp/ Twitter @KohoOnjuku

## 松くい虫防除を実施します

千葉県では、保安林を守るため薬剤散布による「松くい虫」防除を実施します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【実施日時】6月7日(月) ※予備日:6月8日(火)・9日(水)

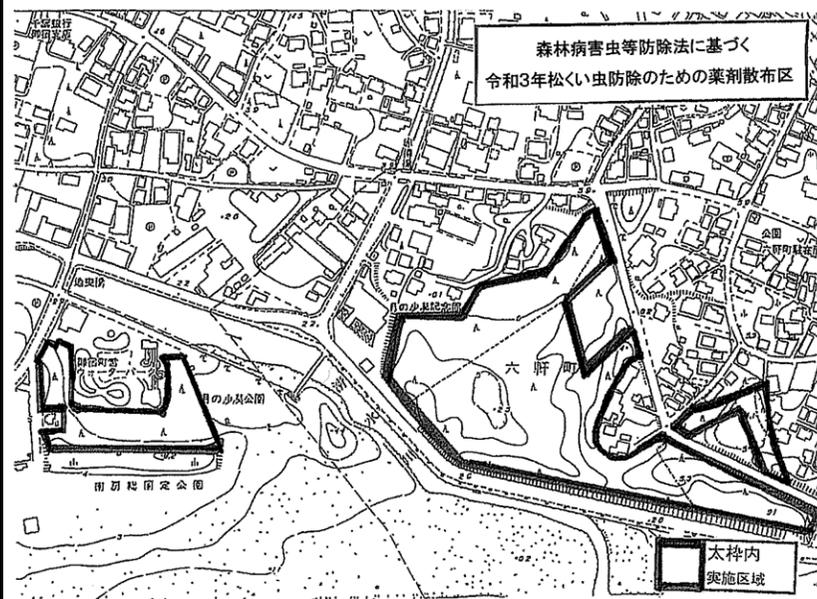
【散布時間】4:00～6:45、8:15～12:00

終了は、町防災行政無線でお知らせします。

※雨天・強風の場合は、順延となります。

※作業中、風が強くなった場合、作業を一部延期する場合があります。

【実施区域】六軒町・須賀地区の一部(地図参照)



【注意事項】

散布中は、散布区域付近の通行は避けてください。

万一、体調を崩された場合は、夷隅健康福祉センター(TEL 73-0145)又は、医療機関にご相談ください。

【問合せ】千葉県南部林業事務所森林管理課

TEL 04-7092-1318

## 「心配ごと相談所」開設のお知らせ

6月の心配ごと相談所は以下のとおりです。

相談時間は、9:00から12:00までです。

開催日	場所	相談内容
6月 2日(水)	地域福祉センター	一般相談・行政相談 障害者相談
6月22日(火)	地域福祉センター	一般相談・人権相談

※来所の際は、マスクをご着用ください。

※相談時間中は電話での相談も受け付けています。

※来所の前には検温し、発熱等体調不良の場合は来所をご遠慮ください。

※新型コロナウイルスの影響で地域福祉センターが休館の場合は中止となります。

【問合せ】御宿町社会福祉協議会 TEL 68-6725

## 令和3年度夷隅郡市手話奉仕員養成講座 「前期」を開催します

【主催】勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町

【実施期間】7月2日(金)～令和4年1月21日(金)(予備日除く)全27回 13:30～15:30(修了条件有り)

【会場】いすみ市ふれあいセンター 2階研修室  
(いすみ市国府台1524-1)

【対象】手話学習の経験の無い方  
手話奉仕員養成講座を修了していない方

【募集人数】20名

(定員を超えた場合は調整させていただきます)

【募集期間】5月24日(月)～6月11日(金)必着

【受講料】無料(ただし、教材費は自己負担となります。)

【使用教材】

厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応テキスト「手話を学ぼう手話で話そう」 3,300円(税込、前期・後期2年間使用)

新・手話奉仕員養成講座フォローアップテキスト

1,100円(税込、前期・後期2年間使用)

日本聴力障害新聞 年間購読料 4,300円(振込手数料別)

【申込・問合せ】

〒260-0022

千葉県千葉市中央区神明町204-12

社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会

千葉聴覚障害者センター コミュニケーション課養成普及係

TEL 043-308-6373

FAX 043-308-6400

## 計量器（はかり）定期検査のお知らせ

千葉県では、市町村の協力を得て、計量法の規定に基づく計量器の定期検査を実施しています。この検査は2年に1回実施することが定められていて、商店、学校、工場、病院等で計量器（はかり）を取引又は証明に使用している方は、必ず受検しなければならないことになっています。なお、受検しない場合は、計量法違反として罰則が適用されることがありますので注意してください。

【検査日】6月1日（火） 10:30～12:00、13:00～15:00

【検査場所】御宿町公民館

【注意点など】分銅を使用するものは一緒にお持ちください。

検査には手数料が必要です。

【問合せ】千葉県計量検定所 TEL 043-251-7209

産業観光課 商工観光班 TEL 68-2513

## 千葉県歯・口の健康啓発標語コンクール 作品を募集します

80歳で20本の歯を保つことを目標とした歯の健康づくりに関する知識の普及啓発のため、正しい歯科疾患の予防に関する標語を募集します。

【対象者】御宿町に在住・在勤・在学している方

【審査基準】

- ・口腔全体の健康を取り上げ、かつ成長期だけでなく生涯にわたってのスローガンとなるような標語
- ・教育上不適切な表現、人によっては不快感を抱かせるような表現のないこと

【注意事項】

- ・特定の歯科用品名、商品名の記載のないこと
- ・「虫歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」と記すこと
- ・他の団体の主催するコンクール等に応募していないこと
- ・応募作品は、応募者によるオリジナル作品とすること
- ・作品は主催者に帰属し、応募された作品は原則として返却しません
- ・応募作品は、広報用として広く活用します（在住・在勤市区町村、氏名等を公表予定）
- ・審査資料により取得する情報については、歯と口の健康週間事業のみに利用し、他の目的では利用及び提供しません

【提出締切】

6月11日（金） ※郵送の場合は当日消印有効

※提出時は、住所・氏名・電話番号を明記してください。

【申込・問い合わせ】保健福祉課 保健事業班（3階②窓口）

TEL 68-6717

## 県税の会計室窓口での納付に ご協力ください

自動車税等の千葉県税を役場会計室（3階⑥窓口）で納付いただく、税額の2%が取扱手数料として町へ交付されます。

令和2年度は約35万円の県税取扱手数料が町の収入となりました。引き続き、県税の役場会計室での納付にご協力くださいますようお願いいたします。

【会計室で納付できる千葉県税】

自動車税（種別割、環境性能割）、不動産取得税、法人県民税、法人事業税、個人事業税

※自動車税（種別割）の納期は、5月31日（月）です。忘れずに納付期限内に納めましょう。

【問合せ】千葉県自動車税事務所（自動車税のみ）

TEL 043-243-2721

茂原県税事務所 TEL 0475-22-1721

## 家庭・子どもの教育相談

町では、家庭教育に関する不安や悩み等についての相談を受け付けています。相談には町家庭教育指導員がお応えします。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

なお、予定日以外でご相談のある方は公民館までご連絡ください。

【日時】6月11日（金） 9:00～11:00、13:00～15:00

17日（木）18:30～20:30

27日（日）13:00～16:00

【場所】御宿町公民館 クラブ室

【問合せ】御宿町公民館 TEL 68-2947

## ダメ！ゼッタイ！不法投棄

ゴミを決められた方法に従わず勝手に捨てることは犯罪です。（個人の場合、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金、又はその両方。法人はさらに重い罰となります。）

不法投棄は川や海や山などを汚染し、私たちの健康にまで悪影響を及ぼします。

不法投棄を発見したら建設環境課環境整備班（3階⑤窓口）又は警察（62-0110）に連絡してください。（現場等を見かけた場合は、車種やナンバー、特徴を記録し、連絡してください。）

また、投棄されたゴミの撤去については土地の所有者が行うこととなりますので、不法投棄されないよう対策を行うとともに、地域全体での注意喚起等にご協力をお願いします。

【問合せ】建設環境課 環境整備班 TEL 68-6694

## 6月は動物の正しい飼い方推進月間です

次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

○猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声等による被害を防止でき、また、感染症や交通事故等の危険から猫を守ることができます。

○飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。

○災害時に、飼っているすべての動物と同行避難できるように準備をしましょう。

○適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。

○愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大で1年の懲役または100万円の罰金が科せられます。

○千葉県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会等に講師を派遣して、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ方及び動物由来感染症等に関する講演をおこなっています。

【問合せ】

夷隅健康福祉センター（保健所） TEL 0470-73-0145

千葉県動物愛護センター TEL 0476-93-5711

公益財団法人千葉県動物保護管理協会

TEL 043-214-7814

## 令和3年経済センサス－活動調査を実施します

総務省と経済産業省は、令和3年6月1日現在で、「令和3年経済センサス-活動調査」を実施します。この調査は、経済活動の状況を全国的・地域的に明らかにすることを目的とし、全国のすべての事業所と企業を対象に行われます。

調査票は、5月中旬以降に都道府県知事が任命した調査員がお伺いして直接配布するか、国が郵送します。調査員がお伺いする場合は、必ず身分を証明する「調査員証」と「従事者用腕章」を身に付けています。

皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしくお願ひします。

【問合せ】企画財政課 TEL 68-2512